

訪問看護医療DX情報活用加算について

ヴェール訪問看護ステーションは、令和6年6月1日より、オンライン資格確認等システムにより得られる利用者の診療情報等を活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っております。

令和6年7月1日より算定 訪問看護医療DX情報活用加算 5点（50円）

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の取組を実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制管理。運用開始日は令和6年6月1日。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービス提供を行います。
 - (1) 看護師等が、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、訪問看護等を実施。
 - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じた質の高い医療を提供。
 - (3) 当事業所のホームページにも掲載。

以上